

栄小学校 感染症対策ガイドライン

1 はじめに

この度、栄小学校では、国からの緊急事態宣言解除に伴う東京都教育委員会、西東京市教育委員会からの通知を受け、6月1日より段階的に学校を再開しております。再開にあたって一番大切にしなければならないことは児童や保護者の皆様の安心・安全を確保することです。そのために学校が取り組む感染症対策とご家庭にお願いしなければならないことについてまとめました。

つきましては内容についてご理解いただき、本校の対応にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。尚、本ガイドラインは6月4日現在のものであり、状況の変化により対応が変わる可能性があります。その際は別途お知らせいたします。

2 基本原則とお願い

- ① 学校は全ての児童の安心・安全を第一に考え対応いたします。学校で、お子様に咳や発熱、体調不良等の症状がみられた場合には、すぐにお迎えをお願いすることがあります。ご家庭では毎日の健康観察をお願いします。お子様に発熱・咳などのかぜ症状があったり、体調が十分でないと思われたりする場合には、登校を控え、ご家庭での休養や受診をお願いします。
- ② 学校はクラスターの発生リスクを下げるために「密閉」「密集」「密接」を可能な限り排除しながら教育活動を行うよう努めます。また、児童には新型コロナウイルスに対する理解や感染症予防に関する指導を行い、自らを守るという視点で日常の生活の仕方を考えさせます。ご家庭では、お子様に対し感染防止のために、一人一人が気をつけなければいけない行動があることを理解させ、実践できるようお声掛けください。
- ③ 学校は新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷、いじめがないよう、児童に対して指導を行います。ご家庭では、お子様が感染者や濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等と、その家族に対して差別的な言動がないよう見守ってください。
- ④ 学校は教職員による丁寧な観察を通して、少しでも気になる様子が感じられる児童に対して、プライバシーに十分配慮し、担任やスクールカウンセラー等が悩みや不安の解消に向けて支援していきます。また必要に応じ子ども家庭支援センター等との連携を行います。

3 毎日の生活について

【家庭での健康観察】

- ① 毎朝体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合はお子様の登校を控えるようお願いします。
- ② 「健康観察表」はご家庭で記入いただき、登校時にお子様に持たせてください。

【登下校時】

- ① 登下校時は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切です。児童には、咳エチケットを守るとともに、当分の間、マスクをして、手が届かないくらいの距離をおいて歩くこと、大きな声で話すことのないように指導します。
- ② 昇降口での密状態を防ぐため時差登校、時差下校を実施します。学年ごとに登校時間帯を設定いたします。早く着いてしまった場合は昇降口で待つこととなりますので、指定された時間に昇降口に到着するようお願いいたします。

【学校での朝の健康観察】

- ① 登校後、学級担任は一人一人の「健康観察表」を教室外で確認します。健康観察をせずに登校した児童や「健康観察表」を忘れた児童は、教室及び保健室、職員室の体温計を使い検温及び症状の確認を行います。使用した体温計は1回ごとに消毒をします。学級担任は欠席者及び遅刻している児童を把握し、理由（保護者からの欠席連絡等）を確認します。
- ② 学級担任は出席者に声を掛けながら健康状況を確認します。
- ③ 学級担任は学級ごとの健康観察結果を養護教諭へ報告します。養護教諭は全学級の結果を管理職へ報告します。
- ④ 教職員も毎朝検温と健康観察を行い、チェックシートに記録します。体調不良の職員は勤務を控えさせます。

【授業時】

- ① 前後・左右の児童との距離を最低1m確保できるよう机を配置します。
- ② 当面の間、全校集会や十分な広さが確保できない場所での学年集会等はい行いません。
- ③ 教室の換気を十分に行います。エアコン稼働時も窓やドアを開けます。
- ④ 当面の間、授業は黒板の方向を向く形で行います。近距離で対面形式となるグループ学習や一斉に大きな声を出す活動はい行いません。
- ⑤ 理科室や図工室での学習は構造上対面で近距離となるため、当面の間教室で実施します。近距離で活動する実験や観察、共同制作等の学習は年間指導計画を見直し、当分の間行いません。
- ⑥ 音楽における合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏は年間指導計画の中で順序を変更し、当分の間行いません。
- ⑦ 家庭科における調理実習の活動は年間指導計画の中で順序を変更し、当分の間行いません。
- ⑧ 体育の学習では、児童の十分な間隔（2m以上）を確保して、マスクの着用なしで授業を行います。マスクの着用を希望する児童は着用できます。なお、教師は示範を示す場合以外は原則として体育の授業中もマスクを着用します。児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動はい行いません。また、体育館で体育を行う場合は窓やドアを開けた状態で行います。
- ⑨ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童同士の貸し借りはしません。また、ほかの人のものを触らないようにします。
- ⑩ 器具や用具を共用で使用する場合は使用前後の適切な消毒と手洗いを行います。

【給食時】

- ① 教職員、児童ともに食前、食後の手洗いを徹底します。また、換気をこまめに行います。
- ② 給食を食べるとき以外は、マスクを着用します。
- ③ 給食当番の児童は事前に健康状態（発熱、咳、下痢、腹痛、嘔吐等の有無）を担任が確認します。
体調の良くない児童に当番はさせません。
- ④ 学級担任は原則、配膳の場に立ち会い、配膳の補助、指導をしながら児童の様子を見守ります。
- ⑤ 給食は黒板の方向を向く座席配置とし、必要以上の会話をせずに配膳、食事をします。
- ⑥ 配膳された給食をのせるランチョンマットを使用し、毎日持ち帰るようにします。

【清掃活動について】

- ① 換気のよい状況で、マスクをした上で実施します。
- ② 清掃が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにします。
- ③ 共用の道具類は使用後に消毒をします。

【体調不良者への対応】

- ① 児童が体調不良を訴えた場合は、養護教諭または担任が管理職に報告後、保護者へ連絡をします。
（体調不良者は感染の疑いもあると判断し、対応します）当面の間、体調不良を訴えた子どもは、原則として早退させます。ただし、貧血等、原因が明らかで一定時間休養することで回復が見込める場合は休養させることもあります。学校から連絡がありましたらお迎えをお願いします。
- ② 保護者と連絡がとれない場合や迎えが来るまでは、他の子どもと接しないよう配慮をします。できるだけ迅速なお迎えをお願いします。
- ③ 原則として体調不良の児童は被服室で、けがで来室した児童は保健室で対応することとします。

【手洗いについて】

- ① 外から教室に入るとき、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、給食前後、掃除後、トイレの後、共通の物を触ったとき、教室移動時等は、手洗いを励行するよう指導します。
- ② 1日の中で何度も手を洗うことになります。石けんでの手洗いを徹底します。お子様には毎日清潔なハンカチを持たせてください。
- ③ 消毒用アルコールは来賓玄関、保健室に設置します。なお、消毒用アルコールは、流水で手洗いができない際に、補助的に用いられるもののため、原則、児童は使用しません。

【咳エチケットについて】

- ① マスクを外した際に、咳やくしゃみが出るときは、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うよう指導します。

【マスクについて】

- ① マスクは原則として常時着用させます。清潔なものをご準備ください。色柄や素材の指定はありません。ハンカチ等を加工したものでも結構です。教職員もマスクを着用して授業を行います。

なお、指導内容によっては「フェイスシールド」を着用する場合があります。

- ② 給食時のほか学習内容や気象条件（熱中症の危険があるなど）によりマスクを外して活動や学習を行うことがあります。外したマスクを入れる袋を準備してください。
- ③ マスクまたはその代替品を忘れてきた児童には新しいものを貸し出します。学校に児童用マスクの在庫はほとんどありません。連絡帳でお知らせしますので後日新しいものを個包装し返却してください。

【休み時間について】

- ① 児童には日常の感染症対策を理解させ、密な接触をしない遊び方や、自らの行動をコントロールできるように事前に指導します。
- ② 校庭や昇降口の過密防止のため校庭・体育館・図書室・教室の使用割り振りを実施します。
- ③ トイレの使用については混雑しないよう動線を事前に指導します。また、学年で使用時間を割り振る、授業中に小休憩をとって適宜トイレに行かせる、混雑時のための待機線を設定するなど、混雑しないように努めます。
- ④ 児童には水筒を持たせ、水道の蛇口から直接水を飲むことはしないよう指導します。水筒が空になったときは水道から水筒に補給します。

【欠席する場合について】

- ① 保健所から児童が新型コロナウイルスの感染者または濃厚接触者と特定された場合は出席停止となります。
- ② 次の場合は出席停止の扱いとなります。必ず学校に連絡をお願いします。
 - ・体調不良（感染を疑う症状）により登校を控える場合。
 - ・学校に既に報告済みの持病（喘息など）を理由に登校を控える場合。（持病による感染防止）
 - ・新型コロナウイルス感染を避けるために登校を控える場合。（感染回避）

4 校内の消毒について

以下の場所について、用務員、校地内外清掃員、教職員で1日1回以上、次亜塩素酸ナトリウム液を使用して消毒作業を行います。

- ① 普通教室・特別教室 ドアノブ 電気スイッチ その他児童がよく触れる箇所
- ② トイレ 蛇口 ドアノブ 電気スイッチ ペーパーホルダー レバー 便座
便座カバー
- ③ 水道・廊下・階段 蛇口 手すり その他児童がよく触れる箇所

以上のほか使用した清掃用具、共用した教材、教具類等 も消毒を行います。